担が必要なため、

集中改革

部で約一万二千円の公費負は頸部で約七千五百円、体

約しているが、その実施に

問題である。

漏えいする危険性が

あり

手が同席する中で市の情報っているが、タクシー運転

子宮がん検診を無料で毎年実施

障害者福祉金の復活

中学校給食を実施

学校校区の適正化

30人学級を実施

障害者サービスの自己負担を軽減

小学校、幼稚園にクーラーを設置

子育て支援センターを増設

公立保育所での完全給食を実施

中小企業訪問相談員制度を創設

事業所実態調査を系統的に実施

住宅リフォーム助成制度を創設

技術交流プラザを強化

コミュニティバスを運行

口利き防止制度を確立

大阪モノレールの市内延伸を促進

旧同和施設の職員配置を見直し

市営住宅空き家の一般募集

中小企業振興基本条例を制定

保育所を増設、増築し、待機児を解消

乳幼児医療費を小学校入学前まで無料化

パート等非正規雇用の若者の実態を調査

リージョンセンターごとにまちづくりを支援する地

域担当職員を配置し、なんでも相談窓口を設置

地域の特性を活かしたまちづくりプランを策定

近鉄立体交差事業、東西・南北の道路網整備を促進

計

概算経費覧の「一」表示は経費が積算できないもの

上下水道局統合庁舎建設の市民参加での見直し

中学校区ごとにタウンミーティングを実施

減免制度拡充など国保料、介護保険料の負担軽減

高齢者、障害者のデイサービスの食事代を助成

学校等の警備員配置と校区パトロールを拡充

市長公約を実行していない平成19年度当初予算 (単位:千円) 市長公約の内容 概算経費 当初予算

の自己負担を求めてい 頸部八百円、 平成十八年決算では約八 体部千三百円 ් ද

から隔年実施とし受診者に ブランでは厳しい財政状況 万円の公費負担をしてお 言えるのか大いに疑問であ

た意見が真に中立、

公平と

市 民の声が反映され て

61

336,197

20,367

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

365,962

終了時間が遵守されてい

な

多い時には組合

た交渉時の組合側人数

2,000

1,000

4,670

878

98,169

56,424

218,685

14,805

116,658

9,597,860

4,971,720 3,062,853

75,600

452,750

245,781

81,473

18,992,778

ıΣ るものではない。 政治家として断じて許され た公約を掲げたとすれば、 にするという現状を無視し さらに自己負担も無料

作為的な上下水道局統合 庁舎アンケート

の意見書を隠ぺいした。 いる。さらに各種団体から 持団体が大量のビラを配布 れた意見募集では市長の支 アンケートと同時に実施さ と極めて少ない。 の見直しに関し、 このような手法で得られ アンケートを実施し 上下水道局統合庁舎建 回収率はわずか十六% 回答の見本まで示して 市長は市 また市民 た 設

年実施し、

無料化すると公

問題がある。

実情を無視した子宮が

h

検診の無料化

市長は子宮がん検診を毎

が通行できず、

危機管理の

からもタクシー

通勤には

は災害緊急道路は一般車両

また大規模災害発生時に

に対 いことが明らかな上は市民

るべきである。

視し、見直しをすることは 会での庁舎建設の議決を無 合庁舎建設を中止した市長 議会制民主主義への挑戦 きの独断である。 の決断は 作為的で結論あり さらに議 で

巨額の財源が必要な中学 校給食の実現は不可能

ある。

弁し続けているが、 い。また市長は公約につい現の可能性はほとんどな 現の可能性はほとんどなが、巨額の財源がかかり実 目標ではない。 て最大限の努力をすると答 の完全実施を掲げている 市民との契約であって努力 市長は公約で中学校給食 公約は

市長は公約が実現できな 速やかに責任をと

ない調査結果をもとに、

のの、二十人以内と定めら る点は一定の評価をするも は勤務時間外に行われてい 組合交涉、

協議

につい

が七十三人に

市庁舎内に職員労働組合事務所を設 置。労働組合優遇のフロアー無償提供 の早期見直しが求められています。(東 大阪市総合庁舎)

な内容は次のとおりです。 、意見、指摘のあった主五月二十八日に調査を行 その後、長きにわたる経 ました。 らず、早急に正常化すべき 渉理由等の書類提 交渉内容や出席者 である。 付けられているが、 ルがまったく守る また、深夜に及ぶ

の見直しを図れ

給職免があ 労、自治労の両組 あるが、十八年度 給料を市へ返還することに 場合、その時間に 時間中に組合活動 より許可されてきた制度で せて計千九百十五 無給職務免除制 を行った 度は勤務 中は市職 合を合わ 相当する 間の無

職場離脱 これだけ の 時間 てい 数を職員 ることは

である。 与える必要があるのか疑問 総面積六百平方メートル以 いるにもかかわらず、 三十四人を大幅に下回って 三人で、非組合員の二千百 がその理由に値しない。 上もの事務所を労働組合に のうち組合員は千六百八十 市職員数三千八百十七人 なぜ

直しのな 況調査の実施のみで、市長あるが、当局は他市への状 答弁とはほど遠い内容で見 、検討をしたとのことで市長はこれまでに十分協 動きがないことが明 なっ たことは問題で

合活 動 調查 特 別 委員 会 の 中

労働

するため設置され な活動実態が明らかになっ おける労働組合員の たことからその実態を調査 市政時代に勤務 委員会は平成 3時間中に 十年)非常識 Ó

なく糾弾の場でし

は事前にかない。

交渉にあたって

I名簿、交

られてお

るが、本来翌月精算の基本

ij

できる限り早期に

の出納閉鎖までとなってい法は一年分を一括で五月末

料過払い分の市への返還方

、このル出を義務

いるが、これでは

交渉では

当局側は数

人

となって

過の中、 改善するため引き続き調査 が行われています。 定の結論を見出したもの 諸課題の処理を検証、 平成十四年十月に

労働組合交渉ルールを無

交渉時間についてもあわせ て是正すべきである。 無給職務免除制度 運 用

返還させるべきである。 労働組合事務所の無償使 用は問題

として無償使用させている 条例等を根拠にあげている ことについて行政財産使用 庁舎の一部を組合事務所

が得られるよう制度の改早急に検討し、市民の理 早急に検討し、 ま た、 見直しを行うべきであ 無給職免による給 市民の

すことは明白である。 市民サー ビスに支障をきた